

### 所有者不明土地連携協議会の活動

- ・いわゆる所有者不明土地法の制定に伴い、平成31年1月、全国10地区において、同法の円滑な施行等を図るため、地方整備局、法務局、都道府県のほか、弁護士会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、補償コンサルタント協会といった関係士業団体を構成員とする「所有者不明土地連携協議会」を設置(事務局:地方整備局等)。
- ・これまで、年2回程度開催し、所有者不明土地法や法務局の取組に関する説明会、土地所有者等の探索に関する講習会、学識経験者による所有者不明土地問題の現状に関する講演会などを実施。

令和2年 土地基本法の改正(3/31公布)、土地基本方針の策定(5/26閣議決定)

令和3年 民事基本法制の見直し(4/28公布)

令和4年 所有者不明土地法の改正(5/9公布)、農業経営基盤強化促進法等の改正(5/27公布)

## 「土地政策推進連携協議会」

〈人口減少時代における地域づくりを支える新たな「プラットフォーム」として、体制、活動内容を充実〉  
(関係者のネットワーク化を進め、官民が一体となって、土地や地域づくりの課題解決を目指す。令和4年5月より順次活動を開始した。)

### ○構成員の追加

- ・市町村を追加するとともに、国の関係機関として、財務省(財務局)、農林水産省(農政局)、林野庁を追加。
- ・関係士業団体に、都道府県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会各地方本部を追加。

### ○活動内容の充実

- ・土地に関する課題の解決や良好な地域づくりに関する事項を協議
  - ① 所有者不明土地法に基づく各種の制度(計画の策定、推進法人の指定、管理不全所有者不明土地についての代執行等)の運用
  - ② 所有者不明土地対策、空き家対策の連携等の推進、低未利用地の利活用の推進
  - ③ 用地業務や地籍調査の更なる推進
  - ④ 関係省庁における一連の制度改正の適切な運用  
(例) 新たな財産管理制度、相続土地国庫帰属制度、農地バンク制度、森林経営管理制度
- ・市町村に対する相談窓口の設置
- ・相談会の開催等による参加者のネットワークの構築

